

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 （06-6208-9991）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	手数料の減免申請
概 要	食品衛生法第26条第1項の規定に基づく食品、添加物、器具又は容器包装に係る検査に係る手数料及び営業許可の申請に係る手数料について、市長が特別の事由があると認める場合は減免することができます。
根拠法令等 及び条項	大阪市食品衛生法施行条例 第10条 (http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/cmsfiles/contents/0000306/306571/jyourei.pdf)
審査基準	市長が特別の事由があると認める場合
標準処理期間	30日
経由日数	2日
提出先	施設所在地を管轄する大阪市保健所生活衛生監視事務所
提出時期	随時
提出方法	事由を証明する書類を添えて提出してください。 (詳しくはお問い合わせください。)
手数料	なし
相談窓口	施設所在地を管轄する大阪市保健所生活衛生監視事務所
ホームページ	
備 考	